三　令第二百二十一条の四第四項に規定する一定の日
四　令第二百二十一条の四第四項に規定する確定申告期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由
五　その他参考となるべき事項
（国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入に関する保存書類）

第四十条の十五　令第二百二十一条の四第十項（国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　居住者が令第二百二十一条の四第三項第二号に定める方法又は同条第六項第二号に掲げる方法を用いてその年分の国外事業所等に帰せられるべき純資産の額（同条第一項に規定する国外事業所等に帰せられるべき純資産の額をいう。第三号において同じ。）を計算する場合における当該居住者に係る令第二百二十一条の四第三項第二号イに規定する比較対象者の選定に係る事項を記載した書類並びに当該比較対象者の同号イ及びロに掲げる金額又は同条第六項第二号イ及びロに掲げる金額の基礎となる書類
二　その年の令第二百二十一条の四第四項に規定する危険勘案資産額の計算の根拠を明らかにする事項を記載した書類
三　前二号に掲げるもののほか国外事業所等に帰せられるべき純資産の額の計算の基礎となる事項を記載した書類
（共通費用の額の配分に関する書類）

第四十条の十六　第四十条の十一（共通費用の額の配分に関する書類）の規定は、令第二百二十一条の六第三項（その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算）に規定する財務省令で定める書類について準用する。

第四十一条中「第九十五条第五項」を「第九十五条第十一項」に改め、同条第二号中「第九十五条第四項」を「第九十五条第十項」に改める。

第四十二条第一項中「第九十五条第六項」を「第九十五条第十二項」に改め、同条第二項中「第九十五条第六項」を「第九十五条第十二項」に改め、同項第二号中「第九十五条第五項」を「第九十五条第十一項」に、「同条第六項」を「同条第十二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第四十二条の二　法第九十五条第十三項（外国税額控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　法第九十五条第十三項に規定する居住者の国外事業所等（同条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類
二　法第九十五条第十三項の居住者の国外事業所等及び事業場等（同条第四項第一号に規定する事業場等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類
三　法第九十五条第十三項の居住者の国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類
四　法第九十五条第十三項の居住者の国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類
（内部取引に関する書類）

第四十二条の三　法第九十五条第十四項（外国税額控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　法第九十五条第十四項の居住者の国外事業所等と事業場等との間の同条第四項第一号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し
二　法第九十五条第十四項の居住者の国外事業所等及び事業場等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類
三　法第九十五条第十四項の居住者の国外事業所等及び事業場等が内部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類
四　法第九十五条第十四項の居住者の国外事業所等及び事業場等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類
五　その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいう。）が生じたことを証する書類

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）

第四十三条　法第九十五条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第四十一条（外国税額控除を受けるための書類）の規定の適用については、同条第一号中「名称並びに」とあるのは「名称」と、「同項」とあるのは「法第九十五条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）」と、「次号」とあるのは「以下この号及び次号」と、「説明」とあるのは「説明並びに当該外国所得税に関する法令において、当該外国所得税の額の計算に当たつて法第六十条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされている旨」とする。

第四十四条　削除

第四十七条第四号中「又は第十二号」を「から第十二号まで」に改め、同条第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二　法第六十条の二第一項から第三項まで（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項
イ　当該適用に係る法第六十条の二第一項に規定する国外転出の日又はその予定日
ロ　当該適用に係る法第六十条の二第一項に規定する有価証券等、同条第二項に規定する未決済信用取引等に係る契約又は同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約（次号において「対象資産」という。）の種類別及び名称又は銘柄別の数量、同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる金額、取得費並びに取得又は取引開始の年月日
十一の三　法第六十条の三第一項から第三項まで（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項
イ　当該適用に係る贈与の日又は相続の開始の日
ロ　当該適用に係る対象資産の移転を受けた受贈者、相続人又は受遺者の氏名及び住所又は居所
ハ　当該適用に係る対象資産の種類別及び名称又は銘柄別の数量、第六十条の三第一項に規定する贈与等の時における価額に相当する金額又は同条第二項若しくは第三項に規定する利益の額若しくは損失の額に相当する金額、取得費並びに取得又は取引開始の年月日

第四十七条第十八号中「生年月日」の下に「並びにこれらの者が令第二百六十二条第二項（確定申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する国外居住配偶者である場合には、その旨」を加え、同条第十九号中「続柄」の下に「並びにその者が令第二百六十二条第二項に規定する国外居住扶養親族である場合には、その旨」を加える。